

令和4年度名古屋市教育委員会第26号議案

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

1 改正内容

(1) 総務部について

ア 教育環境計画室及び学校整備課を教育環境整備課及び学校施設課に再編します。

イ 主幹（子どもいきいき学校づくり）を3名から4名に増員します。

ウ 以下の主幹を設置します。

（ア）橘小学校等複合化整備事業の推進

（イ）給食調理場の環境整備の推進 ※主幹（給食調理場の環境改善）が兼務

エ 主幹（教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理）を廃止します。

(2) 教務部について

ア 主幹（人事・服務等）を設置します。

イ 主幹（教職員定数・給与等）を主幹（定数・給与等）に名称変更します。

(3) 新しい学校づくり推進部について

子ども適応相談センターを指導部指導室から新しい学校づくり推進室に移管します。

(4) 指導部について

ア 学校DX推進課を設置します。

イ 以下の主幹を設置します。

（ア）キャリア教育

（イ）給食調理場の環境改善 ※主幹（給食調理場の環境整備の推進）を兼務

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

（令和5年3月24日提出 総務部総務課）



名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項中「教育環境計画室
学校整備課」を「教育環境整備課
学校施設課」に改め、同条
指導部の項中「指 導 室」を「指 導 室
学校DX推進課」に改める。

第 3 条総務部教育環境計画室の項及び学校整備課の項を次のように改める。

教育環境整備課

- (1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課室の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
- (3) 学校教育に関する施設の建設、保全及び改築の計画及び実施に関すること。

- (4) 学校の設置及び廃止の事務手続に関すること。
- (5) 小学校及び中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関すること。
- (6) 用地（借地を除く。）の取得に係る総合調整に関すること。
- (7) 教育施設に関するアセットマネジメントに関すること（他の部の主管に属することを除く。）。
- (8) 教育資産の有効活用に関すること。
- (9) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。
- (10) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

学校施設課

- (1) 教育財産及び普通財産の総括管理に関すること。
- (2) 学校用地の管理に関すること。
- (3) 学校施設の管理及び維持修繕に関すること。
- (4) 学校施設の環境整備に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。

第3条新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 子ども適応相談センターに関すること。

第3条指導部指導室の項第5号中「、野外教育センター及び子ども適応相談センター」を「及び野外教育センター」に改める。

第3条指導部指導室の項の次に次のように加える。

学校DX推進課

- (1) 学校における情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 学校における情報化の専門的及び技術的な調査研究に関すること（他の部室の主管に属することを除く。）。
- (3) 学校における情報化の推進に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 情報教育等に関する研修の企画に関すること（他の室の主管に属することを除く。）。
- (5) 情報教育ネットワークの運用管理に関すること。

第9条第5項の表総務部の項中

「

子どもいき いき学校づ くり	1 学校教育に関する施設の配置、統合 及び廃止に係る計画及び調整に関する こと。 2 小規模校対策その他学校規模の適正 化の推進に関すること。 3 子どもいきいき学校づくり推進審議 会に関すること。	3
教育施設に 関するアセ ットマネジ メントの推 進に係る特 命事項の処 理	1 教育施設に関するアセットマネジメ ントの推進に係る特命事項の処理に関 すること。 2 教育資産の有効活用に関すること。	1

を

」

「

子どもいき いき学校づ くり	1 学校教育に関する施設の配置、統合 及び廃止に係る計画及び調整に関する こと。 2 小規模校対策その他学校規模の適正 化の推進に関すること。 3 子どもいきいき学校づくり推進審議 会に関すること。	4
橘小学校等 複合化整備 事業の推進	1 橘小学校等複合化整備事業の推進に 関すること。	1

に改め、同表

給食調理場の環境整備の推進	1 給食調理場の環境整備の推進に関すること。	1
---------------	------------------------	---

」

教務部の項中

「

教職員定数・給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。 2 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。 3 教職員の組織する職員団体に関すること。	1
-----------	---	---

を

」

「

人事・服务等	1 教育長の指定する教職員の人事に関すること。 2 教職員の服務及び内部統制に関すること。 3 教職員に関する人事・服務制度の調査研究に関すること。 4 教職員の組織する職員団体に関すること。 5 学校事務（学事課の主管に属することを除く。）の改革推進に関すること。	1
定数・給与等	1 教職員の定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。 2 教職員の給与その他の勤務条件に関すること（新しい学校づくり推進部の	1

に改め、同表

	主管に属することを除く。）。 3 教職員に関する定数・給与制度の調査研究に関すること。	
--	---	--

」

指導部の項中

「

高等学校・幼稚園教育	1 高等学校教育及び幼稚園教育の指導に関すること。	1	を
	2 高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理に関すること。		

」

「

キャリア教育	1 キャリア教育の推進に関すること。	1	に、
高等学校・幼稚園教育	1 高等学校教育及び幼稚園教育の指導に関すること。 2 高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理に関すること。	1	

」

「

生徒指導に係る特命事項の処理	1 生徒指導に係る特命事項の処理に関すること。	1	を
----------------	-------------------------	---	---

」

「

生徒指導に係る特命事項の処理	1 生徒指導に係る特命事項の処理に關すること。	1
給食調理場の環境改善	1 給食調理場の環境改善に係る企画及び調整に關すること。	1

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 对 照

名古屋市教育委員会事務局規則（抜すい）

改 正 案	現 行
第 2 条 事務局に次の部、課及び室を置く。	第 2 条 事務局に次の部、課及び室を置く。
総務部	総務部
総務課	総務課
企画経理課	企画経理課
人権教育室	人権教育室
<u>教育環境整備課</u>	<u>教育環境計画室</u>
<u>学校施設課</u>	<u>学校整備課</u>
教務部 }	教務部 }
新しい学校づくり推進部 } (略)	新しい学校づくり推進部 } (略)
指導部	指導部
指導室	指導室
<u>学校 D X 推進課</u>	
学校保健課	学校保健課
生涯学習部 (略)	生涯学習部 (略)
第 3 条 前条の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。	第 3 条 前条の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。
総務部	総務部
総務課 }	総務課 }
企画経理課 } (略)	企画経理課 } (略)
人権教育室 }	人権教育室 }

教育環境整備課

(1)～(2) (略)

(3) 学校教育に関する施設の建設、保全及び改築の計画及び実施に関すること。

(4)～(5) (略)

(6) (略)

(7) 教育施設に関するアセットマネジメントに関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。

(8)～(10) (略)

学校施設課

(1)～(2) (略)

(3) 学校施設の管理及び維持修繕に関すること。

(4) 学校施設の環境整備に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。

教務部 (略)

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進室

(1)～(5) (略)

教育環境計画室

(1)～(2) (略)

(3)～(4) (略)

(5) 施設整備の総合的实施に関すること。

(6) (略)

(7) 教育施設に関するアセットマネジメントの推進に関すること（他の部課の主管に属するものを除く。）。

(8)～(10) (略)

学校整備課

(1)～(2) (略)

(3) 学校施設の建設計画の実施に関すること。

(4) 学校施設の保全及び改築の計画及びその実施に関すること。

(5) 学校施設の環境整備に関すること。

(6) 学校施設の管理及び維持修繕に関すること。

教務部 (略)

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進室

(1)～(5) (略)

(6) 子ども適応相談センターに関する
こと。

(7) (略)

子ども応援室 (略)

指導部

指導室

(1)～(4) (略)

(5) 教育センター及び野外教育センター
に関すること。

(6) (略)

学校DX推進課

(1) 学校における情報化施策の総合的
な企画及び推進に関すること。

(2) 学校における情報化の専門的及び
技術的な調査研究に関すること（他
の部室の主管に属することを除
く。）。

(3) 学校における情報化の推進に必要
な情報の収集及び提供に関すること。

(4) 情報教育等に関する研修の企画に
関すること（他の室の主管に属する
ことを除く。）。

(5) 情報教育ネットワークの運用管理
に関すること。

学校保健課 (略)

生涯学習部 (略)

第9条 (略)

(6) (略)

子ども応援室 (略)

指導部

指導室

(1)～(4) (略)

(5) 教育センター、野外教育センター
及び子ども適応相談センターに関す
ること。

(6) (略)

学校保健課 (略)

生涯学習部 (略)

第9条 (略)

2 ～ 4 （略）

5 第6条第2項に規定する主幹を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

主幹を置く部	表示する分担事項	分担事項の細目	主幹の数
総務部	(略)		
	子どもいきいき学校づくり	(略)	<u>4</u>
	橘小学校等複合化整備事業の推進	1 橘小学校等複合化整備事業の推進に関すること。	<u>1</u>
	給食調理場の環境整備の推進	1 給食調理場の環境整備の推進に関すること。	<u>1</u>
教務部	人事・服務等	1 教育長の指定する教職員の人事に関すること。	<u>1</u>

2 ～ 4 （略）

5 第6条第2項に規定する主幹を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

主幹を置く部	表示する分担事項	分担事項の細目	主幹の数
総務部	(略)		
	子どもいきいき学校づくり	(略)	<u>3</u>
	教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理	1 教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理に関すること。 2 教育資産の有効活用に関すること。	<u>1</u>
教務部			

		2 <u>教職員の服務及び内部統制に関すること。</u> 3 <u>教職員に関する人事・服務制度の調査研究に関すること。</u> 4 <u>教職員の組織する職員団体に関すること。</u> 5 <u>学校事務（学事課の主管に属することを除く。）の改革推進に関すること。</u>					
	定数・給与等	1 <u>教職員の定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。</u> 2 <u>教職員の給与その他の勤務条件に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。</u> 3 <u>教職員に関する定数・給与制度の調査研究に関すること。</u>	1		教職員定数・配置等	1 <u>教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。</u> 2 <u>教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。</u> 3 <u>教職員の組織する職員団体に関すること。</u>	1
(略)				(略)			
指導部	キャリア教育	1 <u>キャリア教育の推進に関すること。</u>	1		指導部		
	(略)				(略)		

	給食調理場の環境改善	1 給食調理場の環境改善に係る企画及び調整に関すること。	1			
	(略)					